

# 駿河台大学情報セキュリティ・ガイドライン

## I 位置付け

本ガイドラインは、「駿河台大学情報セキュリティに関する規程」に基づき、駿河台大学（以下、「本学」という。）において学内情報ネットワーク（以下、「ネットワーク」という。）や情報機器を利用するに当たり、情報セキュリティを確保するために留意すべき事項をまとめたものである。

## II 対象システム

対象システムは、ネットワーク並びにネットワークに接続された情報機器（利用者所有の機器を含む。）とする。

## III ガイドラインの対象者

このガイドラインは、本学の全ての構成員に適用する。本学の構成員とは、学生（大学院生、学部生、科目等履修生、特別科目等履修生、単位互換履修生、研究生、キャリア・カレッジの受講生及び公開講座の受講生等を含む。）及び教職員（常勤、非常勤、嘱託職員及び臨時職員、委託業務等、本学で就労している者全てを含む。）である。

## IV 遵守事項

### 1. 利用目的の制限

- (1) ネットワークの利用目的は、学術研究、教育、その他情報セキュリティ委員会が適当と認めたものに限る。
- (2) 営利目的で使用しないこと。
- (3) 社会通念上認められる範囲を逸脱した私的利用をしないこと。

### 2. ID及びパスワードの管理

- (1) ID及びパスワードの交付を受けた者は、不正利用防止のためこれらを厳重に管理すること。
- (2) 交付されたIDを他人に貸与しないこと。また、他人のIDを用いないこと。
- (3) パスワードが漏れた場合（本人の不注意だけでなく、学内外からの不正な手段によって盗まれた場合を含む。）は、速やかに事態の詳細をメディアセンター（情報システム課）に報告し、パスワードを変更する措置をとること。

### 3. コンピュータ・ウイルス対策

- (1) ネットワークに接続する情報機器には、コンピュータ・ウイルス（以下、「ウイルス」という。）対策ソフトウェアを必ず導入してウイルス情報を最新の状態に維持するとともに、最新のセキュリティホール対策を適用すること。
- (2) ウイルスの兆候を見逃さず、ウイルス感染の可能性が考えられる場合はウイルス検査を行うこと。
- (3) 電子メールの添付ファイルは、開く前に必ずウイルス検査を行うこと。

## V 禁止事項

### 1. 犯罪行為に結びつく行為の禁止（その恐れのある場合を含む。）

- (1) 国内外の法律に抵触する行為。
- (2) 知的財産権を侵害する行為。
  - ①市販のソフトウェアを違法にコピーすること。
  - ②印刷物（書籍、パンフレット、写真等）の一部又は全部をスキャナやデジタルカメラ等で取り込み、著作者の許可なくウェブページ等で公開すること。

- ③美術品や有名な建築物等を撮影して無断でウェブページ等で公開すること（著作権侵害になる場合があるので留意する必要がある。）。
- ④他のウェブページに掲載された画像等を無断で取得し、ウェブページ等で公開すること。
- ⑤出所や著作者名を表示しないで、他人の著作物の全部又は一部を引用すること。
- ⑥他人の著作物を著作者に無断で改変すること。
- ⑦音楽CD、音楽配信及び放送番組等を、許容範囲を超えて不適切にコピーし、配布すること。

## 2. 公序良俗、社会的公正さに反する行為の禁止

### (1) 基本的人権を侵害する行為。

- ①他人を誹謗中傷すること。
- ②受信した電子メールの内容を発信人に無断で公開すること。
- ③他人の個人情報を当人に無断で公開すること。
- ④他人を撮影した写真を被写体本人に無断で公開すること。

### (2) 猥褻な文章、画像等の公開。

## 3. ネットワークの円滑な利用を妨げる行為の禁止

- (1) 本学内外の情報機器への不正なアクセス（不正なアクセスを試みる場合を含む。）。
- (2) 本学内外の情報機器に大量のデータを送り、意図的にネットワークや情報機器を利用不能な状態にさせる行為。
- (3) 不特定多数へのメール送信。
- (4) 本学内共用情報機器の長時間に亘る占有。
- (5) 本学内共用情報機器を移動したり、接続を変更する行為。

## VI 報告義務

ネットワーク利用中に障害を発見した場合は、速やかにメディアセンター（情報システム課）に報告しなければならない。また、情報機器利用中に不正アクセスの痕跡（知らないファイルがある、起動したつもりがないプロセスが動いている等）を発見した場合も、速やかにメディアセンター（情報システム課）に報告しなければならない。

## VII 罰 則

本ガイドラインに違反した場合は、ネットワークや情報機器の利用を禁止される場合がある。更に悪質な場合には、諸規程に従って処分を受けることがある。

## VIII 附 則

このガイドラインは、平成22年6月10日から発効する。